

認定こども園比治山幼稚園 令和7年度 教育及び保育の内容に関する全体的な計画

令和7年4月1日現在

事業の目的	認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行います。本園は教育基本法及び学校教育法に従い、幼児を保育し浄土真宗の教義に基づき宗教的情操を養い適当な環境をととのえ、その心身の健全な発達を助長することを目的とします。				保育理念 (事業運営方針)	知育・徳育・体育のバランスのとれた保育を心がける 知育には、専任講師による英語、徳育には浄土真宗本願寺派保育連盟によるまことの保育の実践、体育には、専任講師による幼児体操を取り入れている
教育・保育方針	知育・徳育・体育の調和のとれた保育を方針とします。また、心の教育を大切に考え、日本の伝統行事、仏教行事を保育の中に取り入れます。先生一人ひとりが全園児を把握し、担任だけではなく園全体で子どもを見守る保育を心掛け、保護者との連携を緊密にした園を目指します。				園の教育・保育目標	明るい子 思いやりのある子 がんばる子
子どもの教育及び保育目標 (学年の重点) (保育目標・保育の内容ともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙)	1歳児	園の生活に慣れて楽しく過ごす	3歳児	元気に登園し、友だちをたくさん作る	保育時間など	1号認定/基本保育時間 9:00~15:00 (共通教育時間4時間) その他の一時預り 7:30~9:00 & 15:00~18:00 2・3号認定/基本保育時間 標準認定7:30~18:30 短時間認定8:00~16:00 延長保育時間 短時間認定 7:30~8:00 16:00~18:30
	2歳児	基本的習慣を身につける	4歳児	集団生活の中でルールを学び友だちを思いやる心を育てる		
	満3歳児	基本的習慣を身につける	5歳児	宗教的な環境の中で思いやりのある創造性豊かな人格を育てる		
主な園行事(日常の節目としての行事設定)及び園事業						入園式/始業式/仏参/お誕生会/役員会/健康診断/歯科検診/保育参観/育友会総会/園外保育/給食試食会/春の遠足/体力測定/家庭訪問/お泊まり保育/保育参観日/英語参観/体操参観/虫歯予防のお話し会/家族参観日/(長)プラネタリウム/ファミリープール/七夕お話し会/クラス懇談会/カレーパーティー/運動会/秋の遠足/(長)交通ランド/翠町中学職場体験/作品展/交流保育(お店屋さんごっこ)/おもつき/個人懇談会/出前シアター/アッキーヌコンサート/豆まき/おゆうぎ会/鑑賞会/謝恩会/卒園式/修了式

■教育・保育要領上の教育及び保育の基本及び目標	■教育及び保育において育みたい資質・能力	■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	■小学校との接続	■家庭との連携	■特に配慮すべき事項/発達の連続性と養護
教育・保育の基本については要領の4つの事項を重視する。目標は生活を通して、生きる力を育成するように認定こども園法第9条に規定する教育及び保育の目標の達成に努める。	教育及び保育の基本を踏まえ、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」という資質・能力の3本の柱を一体的に育むよう努める。これは第2章のねらい及び内容に基づく活動全体で育むものである。	第2章のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれた園児の修了時の姿であり、保育教諭等が指導を行う際に考慮する。10項目とそれに対応した46細目がある。	学年ごとに小学生への接続を意識し、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培う。小学校教育への円滑な接続に向けて、教師との意見交換の機会を図る。	園児の生活全体を豊かにするために家庭との連携を密に図る。家庭調査等による状況把握、入園のしおり・HP等による園の情報提供にて互いの情報を共有する。また、教育及び保育の全体的な計画や園便り、コドモンアプリによる保育の説明を丁寧に行う。	満3歳未満児の個人的指導、満3歳以上児の集団教育に加え、異年齢児の触れ合いの時間ももつ。また、集中して遊ぶ場やくつろぐ場の調和を図る。養護は生命の保持と情緒の安定を図りながら教育・保育を展開する他、特別な配慮を要する園児の指導に努める。

教育及び保育の基本と目標 基本(1)活動体験を十分に積み重ねる (2)養護による自己発揮を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開 (3)遊びを通した指導を中心として5領域のねらいを達成 (4)園児一人一人の発達の課題に即した指導→カリキュラム・マネジメントの徹底/認定こども園法第9条の目標達成に努める

■養護 (保育教諭が行う事項)	年齢		1歳児(満1歳以上)	2歳児(満3歳含む)	3歳児	4歳児	5歳児	■小学校以上との接続に鑑みて 育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」につながるものである。また、この資質・能力を実現するためにアクティブ・ラーニングが用いられる。
	生命の保持		●生活リズムの形成を促す	●適度な運動と休息の充足	●健康的生活習慣の形成	●運動と休息のバランスと調和を図る	●健康・安全への意識の向上	
	情緒の安定		●温かなやり取りによる心の安定	●自我の育ちへの受容と共感	●主体性の育成	●自己肯定感の確立と他者の受容	●心身の調和と安定により自信を持つ	

◎ねらい及び内容並びに配慮事項 (この教育は教育課程に係る1日4時間、年39週を下回らない学校教育のこと)

◎教育及び保育 (園児が環境に関わって 経験する事項)			(満1-2歳児)5領域	1歳児(満1歳以上)保育	2歳児(満2歳以上)保育	(満3-5歳児)5領域	3歳児(満3歳以上)教育・保育	4歳児教育・保育	5歳児教育・保育	■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目	■教育・保育において育みたい資質・能力の3本の柱		
			健康	●歩行の確立による行動範囲の拡大	●排泄の確立 ●運動、指先の機能の発達	健康	●意欲的な活動 ●基本的な生活習慣の確立	●健康への関心 ●体全体の協応運動	●健康増進とさらなる挑戦への意欲			ア 健康な心と体 イ 自立心 ウ 協同性 エ 道徳性・規範意識の芽生え オ 社会生活との関わり カ 思考力の芽生え キ 自然との関わり・生命尊重 ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ケ 言葉による伝え合い コ 豊かな感性と表現	ア 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」 イ 気付いたことや、できるようになったことなどを思い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」 ウ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」
			人間関係	●周囲の人への興味、関心の広がり	●自己主張の表出 ●友達との関わりの増大	人間関係	●道徳性の芽生えと並行遊びの充実	●仲間との深いつながり	●社会性の確立と自立心の育成				
			環境	●好奇心を高める	●自然事象への積極的な関わり	環境	●身近な環境への積極的な関わり	●社会事象への関心の高まり	●社会、自然事象へのさらなる関心と生活への取り入れ				
			言葉	●言葉の獲得 ●話しはじめ	●言葉のやり取りの楽しさ	言葉	●言葉の美しさ、楽しさへの気付き ●生活の中での必要な言葉の理解と使用	●伝える力、聞く力の獲得	●文字や数字の獲得による遊びの発展				
			表現	●いろいろな素材を楽しむ	●象徴機能の発達とイメージの膨らみ	表現	●自由な表現と豊かな感性の育ち	●豊かな感性による表現	●ダイナミックな表現 ●感動の共有				

★健康支援/状態把握・増進・疾病対応	★食育の推進	★環境、衛生・安全管理	★災害への備え	◆子育ての支援	●カリキュラム・マネジメントと園児の理解に基づいた評価
●健康及び発達状態の定期的、継続的な把握 ●年2回の嘱託医による健康診断(内科・歯科) ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ●年間保健指導計画(年齢別参照) ●年1回職員健康診断及び毎月の検便(調理員・調乳担当者) ●園児・教職員毎日の検温 ●学校医園内点検	5領域との相関性を構築する。 ●栄養バランスを考えた自園給食の提供 ●食育活動の実施(とうもろこしの皮むき・味くらべ・栄養、手洗い指導・魚の勉強(解体)等) ●全園児へ炊き立てご飯の提供 ●行事食の提供 ●カレークッキングの実施(5歳児教育) ●給食試食会の実施	●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒等、安全管理及び自主点検 ●子ども及び職員の清潔保持 ●感染予防対策指針の作成と実施及び保護者との情報共有 ●インフルエンザ対応 ※適宜外部業者による点検及び園庭整備(自治体事業) ●給食室の定期的な害虫駆除(サニクリーン) ●学校薬剤師による環境衛生チェック	●避難訓練(火災、地震、津波、不審者対応)の実施 ●消火訓練の実施 ●被災時における対応 ※年2回外部業者による消防設備点検	主幹保育教諭を中心として学校としての教育及び児童福祉としての保育並びに子育て支援の有機的な連携を図り、子どもの成長に気付き、子育ての喜びが感じられるよう子育て支援に努める。保護者における総合的な子育て支援を推進するとともに、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たす。また、地域社会の子育ての実践する力や継承につながるよう配慮する。	上記の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ全体的な計画を作成するとともに、その実施状況を評価し改善をするなど園全体の教育及び保育活動の質の向上を図る。園児の評価にあたっては成長や可能性を把握するとともに、その評価書の妥当性を考える。また、小学校への引き継ぎとする。

情報公開等	●人権尊重 ●虐待確認保護 ●個人情報保護 ●苦情処理解決対応及び第三者委員設置 ●栄養士等の専門者の配置 ●適正な園運営のための監査法人による外部監査 ●ホームページの開設 ●給食試食会 ●障がい児保育 ●延長保育等●学校薬剤師による環境衛生チェック	特色ある教育と保育	●浄土真宗本願寺派保育連盟によるまことの保育 ●保幼小中一貫教育継続 ●多元的知的教育(自然との関わり・社会ルール・体育、英語活動) ●絵本、音楽、身体を通した表現活動 ●職員全員が子どもたちを把握し見守る保育
--------------	--	------------------	---

地域の実態に対応した保育事業と行事への参加	人的物的両面の確保、保育教諭の確保により乳児保育を含む3歳未満児の受け入れを推進し、対応する。	研修計画	●浄土真宗本願寺派保育連盟によるまことの保育の研修 ●教育保育要領対応の園外、園内研修 ●講師を招いての園内研修 ●リミック研修 ●園外研修への計画的な参加(県外研修、乳児保育研修、地域子育て支援研修等含む) ●キャリアアップ研修
------------------------------	---	-------------	---

自己評価等	●法人施設による適切な施設運営管理の評価 ●評価委員会による学校評価 ●こども園の評価(全体の反省による全体的な計画等への反映) ●保育教諭等の評価(自己評価と子どもの評価の確立) ●自己チェックリストの実施と危機管理マニュアルの作成、習得		
--------------	--	--	--